

## 求められる規制緩和・財政措置等の具体例

※右の番号は提言の構成に基づく。

番号	要望	関係法令・事業
1 2. (1)	○住まいのバリアフリー化の推進 ・バリアフリー改修工事に対し、国が事業に要する費用の一部につき財政的な支援措置を講じているが、省エネ改修が必須要件となっている。省エネ対応済みの住宅についてはこの要件を緩和すべき。	・住宅・建築物省エネ改修等推進事業
2 2. (1)	○サ高住の建設に際しての自治体毎に異なる登録基準の明確化 ・サ高住の登録は都道府県・政令指定都市等へ申請することとなっているが、法令で定められていないことについても、建物が立地する区、市等からの意見・指導を受けることがある。法令で定める審査基準・手続きに基づき、登録の申請を受理すべき。	・高齢者の居住の安定確保に関する法律
3 2. (1)	○サ高住建設に際しての既存ストックの有効活用の促進 ・最低限での改修による利用者ニーズを満たさないサ高住の建設を避け、質の高い住宅を普及させていくことが、在宅期間の長期化へとつながる。現状、改修費の3分の1が上限となっている財政措置を拡充すべき。	・高齢者等居住安定化推進事業
4 2. (1)	○高齢者向け住宅・施設の種別の簡素化 ・高齢者向け住宅・施設の明確な定義がない中、営利法人の参入可否、介護保険の適用有無、契約形態の違いで様々な選択肢が存在している。利用者視点に基づき選択肢を整理・簡素化すべき。	・介護保険法 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律
5 2. (1)	○住所地特例のサ高住への適用 ・国民健康保険や介護保険などの加入者が行政区域を越えて、住所を異動した場合、住所地特例対象施設への入居であれば、保険者が変更されることなく継続されるため、円滑な住み替えが可能となる。ただし、サ高住については、介護保険法第13条における「特定施設」に該当するものしか対象施設として認められていない。高齢者の住居地選択の幅を広げるよう、有料老人ホームと実態が変わらないサ高住については住所地特例を適用すべき。	・介護保険法等
6 2. (3)	○遠隔診療におけるガイドラインの整備 ・厚生労働省健康政策局長通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる遠隔診療）について」において、遠隔診療の基本的な考え方や留意事項が示されているが、法的位置付けが不明確な領域が多い。利用状況をイメージした具体的なガイドラインを整備すべき。	・医師法
7 2. (3)	○遠隔診療における一部医療機器等の操作者限定条項の緩和 ・バイタルセンサーやモニター、医療機器等は、その使用が医療行為である場合、医師や看護師等の医療従事者でなければ使用できず、こうした規制が、遠隔診療の普及を阻害している。心電計、血糖値測定器、穿刺器、生体情報モニター等については、医療従事者以外でも使用できるようにすべき。	・医師法 ・保健師助産師看護師法
8 2. (3)	○遠隔診療における遠隔服薬指導および調剤薬剤の民間搬送の可能化 ・薬剤の配達には薬剤師もしくは薬局従事者に限定されているが、慢性疾患の患者で、過去に服用したことがある薬剤に限り、遠隔モニター等を利用した服薬指導を対面での情報提供として認めるとともに、調剤された薬剤を民間の宅配業者でも配達可能とすべき。	・薬事法 ・薬剤師法

番号	要望	関係法令・事業
9 2. (3)	<p>○患者情報の共有・連携のための個人情報保護条例のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者情報の外部保存や利活用の要件に関して、自治体毎の個人情報保護条例により取扱いが異なり調整に時間を要する。適切な個人情報保護管理を行うため、国として統一基準を示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護条例</li> </ul>
10 2. (3)	<p>○助成対象となる介護福祉機器に関する弾力的運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護は新しい産業分野であるため、既存の産業分野からの技術応用や既存技術の融合等により新しい製品・サービスが生まれやすい。介護福祉機器等を助成金の対象とする場合は従来の製品群・枠に捉われない弾力的な運用とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業労働環境向上助成金等</li> </ul>
11 3. (1)	<p>○まちのコンパクト化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郊外から中心部へと都市機能の移転を促すため、郊外の既存施設を売却する際の減税措置、医療機関や介護施設、商業施設、教育機関などを鉄道駅周辺の中心部に建設・移転する場合の財政的な支援措置を拡充すべき。</li> </ul>	
12 3. (4)	<p>○保健機能を有する食品・農林水産物への機能性表示の容認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）を除く一般の食品については、一定以上の機能性成分を含むことが科学的に確認された加工食品・農林水産物も含め、健康の保持増進の効果等を表示することが認められていない。保健機能を有する成分を含む加工食品・農林水産物について、その機能性に関する表示を容認する制度を創設すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進法</li> </ul>
13 3. (4)	<p>○保健機能を有するヘルスケア機器等への機能性表示の容認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬事法では、疾病の診断、治療・予防、身体の構造・機能に係る効能・効果を表示するためには、医療機器として承認もしくは認証の取得または届出をしなければならない。しかし、新規医療機器の場合、どんなにリスクが低いことが予想されても法令で定める治験を要求されることが多く、また、一般的名称が存在しない場合には区分を新設する必要があり、承認等に非常に時間がかかる。健康増進や疾病予防に対する科学的根拠を有するヘルスケア機器等について、その機能性に関する表示を可能とするような制度を創設すべき。</li> </ul>	
14 3. (4)	<p>○グレーゾーンの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康分野は多様な産業にまたがるため、フィットネスジム等での健康指導やリハビリのように、現行の規制の下では適用の有無が不明確なグレーゾーンの範囲が広い。法制度上の問題なく事業展開を行えるよう、こうしたグレーゾーンを解消すべき。</li> </ul>	